

主な手続き窓口のご案内

# 離婚した場合

福島区役所・福島区保健福祉センター  
(代表電話) 電話 06-6464-9986

お気軽に職員に声をおかけください

## 離婚届

1階 12番窓口  
窓口サービス課(戸籍)  
(6464-9961)

### その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

#### ◎ 住民登録のこと 申請により旧氏が登録できます。

離婚により氏が変わる方で、  
個人番号カードをお持ちの方

カードの変更

新たな住所が福島区になる方  
(市外から転入、他区からの転入、  
福島区内での転居)

転入・転居の届出

世帯構成が変わる方  
(福島区にお住まいの方・  
住所がある方)

転出の届出

福島区から大阪市外に  
住所を変更する方

※ 福島区から大阪市内の他区へ住所異動された方は、直接お住いになった  
区の区役所で転入届を提出してください。(福島区役所での届出は必要あり  
ません)

印鑑登録をしていて氏が変わる方

印鑑登録証の返却

※ 氏ではなく名前の印鑑で登録している方は、続けて使用できます。

新たに印鑑登録をする方

印鑑登録の申請

1階 12番窓口  
窓口サービス課(住民登録)  
(6464-9963)

#### ◎ 介護保険のこと

介護保険証をお持ちの方

氏名変更の届出

2階 22番窓口  
保健福祉課(介護保険・高齢者福祉)  
(6464-9859)

#### ◎ その他暮らしのこと

免許証(医師、看護師など)を  
お持ちの方

本籍・氏名変更の届出  
(看護師・助産師・保健師の方の  
届出地は就業地になります)

犬を飼っている方

登録変更の届出

2階 24番窓口  
保健福祉課(健康推進)  
(6464-9882)

#### 他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

福島区内に土地・家屋を  
所有している方

土地・家屋の登記名義人  
変更の届出

大阪法務局北出張所  
(6363-1981)  
北区西天満1-11-4

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、所轄の法務局(出張所)で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

氏名・本籍変更の届出

福島警察署(6465-1234)  
福島区吉野3-17-19

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証(車検証)  
の氏名変更の届出

軽自動車検査協会大阪主管事務所  
(050-3816-1840)  
住之江区南港東3-4-62

126cc~250ccの  
バイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の  
氏名変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所  
(050-5540-2059)  
住之江区南港東3-1-14  
※コールセンターにつながります

251cc以上のバイクを  
お持ちの方

自動車検査証(車検証)  
の氏名変更の届出

大阪自動車税事務所なにわ分室  
(6612-7251)  
住之江区南港東3-1-14

普通自動車をお持ちの方

自動車税の氏名変更の届出  
(車検の変更をしていけば不要)

パスポートをお持ちの方  
(パスポートセンター)

氏名・本籍変更の届出

パスポートセンター(6944-6626)

電気(関西電力)

水道

ガス(大阪ガス)

電話をお持ちの方

契約者変更・支払金融  
機関変更の届出

関西電力営業所  
0800-777-8810  
水道局お客様センター(6458-1132)

大阪ガスお客さまセンター  
(0120-0-94817)  
ご加入の事業者にご確認ください。

郵便局

受取人変更の届出  
(転居届のハガキを利用)

最寄の郵便局でお尋ねください。

金融機関・郵便局  
(通帳・簡易保険等をお持ちの方)

通帳・簡易保険等の  
氏名変更の届出

どこの支店・郵便局でも可能です

令和8年4月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。 作成：福島区役所

◎ 保健・福祉のこと  
● 高齢の方

敬老優待乗車証をお持ちの方

氏名変更の届出

2階 22番窓口  
保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）  
（6464-9859）

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険・国民年金に加入する方  
（多い事例：配偶者が加入している社会保険・厚生年金の扶養家族でなくなる場合）

加入の届出

1階 17番窓口  
窓口サービス課（保険年金・保険）  
（6464-9956）

※ ご本人の年齢などによって、年金の手続きが不要の場合があります。

引き続き国民健康保険・国民年金に加入する方

離婚届以外の手続きは不要です。  
※氏名変更のある方は、資格確認書を訂正します。→1階17番窓口

後期高齢者医療に加入している方

離婚届以外の手続きは不要です。

◎ 保健・福祉のこと  
● 障がい・指定難病等のある方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

自立支援医療受給者証（精神通院医療等）をお持ちの方

障がい福祉サービス受給者証・障がい児通所受給者証・移動支援受給者証をお持ちの方

重度障がい者在宅生活応援制度を受給している方

心身障がい者扶養共済制度に加入している方

障がい者医療証をお持ちの方

指定難病・特定疾患医療受給者証をお持ちの方

障がい児福祉手当をお子さんが受給している方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

肝炎受給者証をお持ちの方

公害手帳をお持ちの方

被爆者手帳をお持ちの方

氏名変更等の届出

2階 21番窓口  
保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）  
（6464-9857）

扶養義務者変更等の届出

氏名変更等の届出

2階 24番窓口  
保健福祉課（健康推進）  
（6464-9882）

● 妊娠されている方・未就学児（6歳以下）のいる方

氏名変更の届出

2階 24番窓口  
保健福祉課（健康推進）  
（6464-9882）

● 今後お子さんを養育しなくなる方

児童手当を受けている方

受給事由消滅の届出

特別児童扶養手当を受けている方

受給資格喪失の届出

2階 21番窓口  
保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）  
（6464-9857）

● 今後お子さんを養育される方

保育所に入所・申込みをしているお子さんがいる方

氏名・扶養者変更等の届出

ひとり親世帯となった方

各種制度案内及び相談  
児童扶養手当の認定請求

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養する方

児童手当の認定請求

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養する方

ひとり親家庭（こども）医療費助成の申請

こども医療証をお持ちの方

保護者変更、返還等

2階 20番窓口  
保健福祉課（子育て教育）  
（6464-9860）

2階 21番窓口  
保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）  
（6464-9857）

※ 児童いきいき放課後事業に関することは、こども青少年局放課後事業担当（6684-9573）にお問い合わせください。

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の氏名変更の届出

福島区内に土地・家屋を所有している方

固定資産税・都市計画税の納税義務者氏名変更の届出

弁天町市税事務所  
港区弁天1-2-2-100  
大阪バイツワーイースト1階  
軽自動車税担当  
（4395-2954）  
固定資産税担当  
土地（4395-2957）  
家屋（4395-2958）

※ 大阪市に住民登録がある場合は、届け出の必要はありません。  
※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当に氏名変更の届け出をしてください。

住民税（市・府民税）を納めている方

氏名変更の手続き＜特に必要なし＞

住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録内容で、その登録のある市町村でかかります。

※ 住民税（市・府民税）・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は、船場法人市税事務所（4705-2931）へご相談下さい。

住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側  
（地下鉄堺筋本町）船場センタービル3号館連絡通路より3号館へ